

ガス小売供給約款新旧対照表

新	旧
<p>14. 使用量の算定</p> <p>(1) 料金の算定期間の使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。</p> <p>(2) メーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>— 検針の省略 —</p> <p>(3) 当社は、ガス使用契約が 10(1) 又は 10 (3) (4) (5) 又は(6)の規定により解約される場合で、定例検針日から解約の期日までの期間が 7 日(17. (3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、解約の期日の直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。</p> <p>17. 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期日までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から翌月 27 日(当社が指定した日)といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から翌月 27 日(当社が指定した日)が、休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。</p> <p>(4) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>	<p>14. 使用量の算定</p> <p>(1) 料金の算定期間の使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。また、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって精算いたします。</p> <p>(2) メーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>17. 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期日までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日日といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日日が、休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。</p> <p>(4) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>

ガス小売供給約款新旧対照表

新	旧
<p>18. 料金の算定</p> <p>— ガス料金の算定方法 —</p> <p>(1) 当社は、料金プラン等の料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間のガス料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、別表第1及び別表第2及び料金プランにおいても同様とします。）を算定いたします。ただし、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量にもとづき、ガスメーターを1個として、ガス料金を算定いたします。((4)及び(5)の場合も同様とい</p>	<p>18. 料金の算定</p> <p>料金の種類</p> <p>(1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</p> <p>早収料金</p> <p>(2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。</p> <p>なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。</p> <p>(3) 当社は、口座振替又はクレジットカードにより料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。</p> <p>— 早収料金の算定方法 —</p> <p>(4) 当社は、料金プラン等の料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間の早収料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、別表第1及び別表第2及び料金プランにおいても同様とします。）を算定いたします。ただし、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量にもとづき、ガスメーターを1個として、早収料金を算定いたします。((7)及び(8)の場合も同様とい</p>

たします。)

— 料金算定期間及び日割計算 —

(2) 当社は、(3)の規定によりガス料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」としてガス料金を算定いたします。

(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間のガス料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

①定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合（スイッチングの場合を含みます。）

②新たにガスの供給を開始した日から次の定例検針日までの期間が29日以下又は36日以上となった場合

③10(1)又は(7)の規定により解約等を行い、かつ、解約日が定例検針日でない場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

④29(1)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

⑤30の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

⑥29(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定によりガス料金の日割計算をする場合は、別表第1によります。

(5) 当社は、(3)⑥の規定によりガス料金の日割計算をする場合は、別表第2によります。

たします。)

— 料金算定期間及び日割計算 —

(5) 当社は、(6)の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として早収料金を算定いたします。

(6) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

①定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合（スイッチングの場合を含みます。）

②新たにガスの供給を開始した日から次の定例検針日までの期間が29日以下又は36日以上となった場合

③10(1)又は(7)の規定により解約等を行い、かつ、解約日が定例検針日でない場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

④30(1)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

⑤31の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

⑥30(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(7) 当社は、(6)①から⑤までの規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第1によります。

(8) 当社は、(6)⑥の規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第2によります。

~~——遅収料金——~~

~~(9) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金に3パーセント割増したものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を~~

— 端数処理 —

(6) 当社は、~~ガス~~料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

~~合みます。)を料金としてお支払いいただきます。~~

— 端数処理 —

(10) 当社は、~~早収料金及び遅収~~料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(11) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。